

# 山梨県公報

第三百三十五号

令和四年

十一月二十八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始(二件)……………六一三

### 公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六一三

## 告示

### 山梨県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。  
令和四年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	西下条音羽 自転車道線	甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防 敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤 防敷地先まで	一八七・六	令和四年十 一月二十八 日

### 山梨県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。  
令和四年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲府市国玉町字飯寄一一二番一 地先から 甲府市国玉町字飯寄一一四番一 地先まで	四一・二	令和四年十 一月三十日

## 公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
令和四年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡西桂町倉見字下唐沢五百七十四番一、五百七十四番七から五百七十四番九まで、五百七十九番、五百八十番一、五百八十番二、五百八十二番一、五百八十二番二、五百八十七番一、五百八十七番二、五百八十八番一、五百八十八番二、五百八十九番から五百九十一番まで、五百九十二番一、五百九十三番一、五百九十四番から五百九十七番まで、五百九十九番、六百番、六百一番一、六百三番一、六百七番、六百八番一、六百八番四、六百九番から六百十一番まで、六百十二番一、六百十三番、六百十五番一、六百十五番四、六百十六番三、六百十六番五、道の一部及び水の一部の区域  
二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡西桂町下暮地七百十八番地の  
一 N E S I C 陸上養殖株式会社 代表取締役 佐藤将司

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡鳴沢村字犬子草里四千三百八十六番一及び四千三百八十六番四並びに字犬鹿窪四千四百三十四番一の一部、四千四百三十四番二、四千四百三十八番の一部、四千四百四十番、四千四百四十一番、四千四百四十三番から四千四百四十六番まで、四千四百四十七番一の一部、四千四百四十七番三の一部、四千四百四十七番四の一部、四千四百四十七番五、四千四百四十七番六の一部、四千四百五十番の一部、四千四百八十二番、四千四百八十三番一、四千四百八十三番四、四千四百八十四番及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡鳴沢村二千二百七十八番地  
コミヤマエレクトロン株式会社 代表取締役 渡邊明雄